

大学在学中の学生生活窓口等について

(学部ガイダンスにおける説明事項)

※該当の「学生便覧」は2017年度版です

学生の皆さんが所属する学部には、日常各種の届出を行ったり、証明書を発行してもらったりする窓口（学務係等）がありますが、この窓口とともに学生のための窓口として学務部学生支援課及び保健管理センターがあります。これらの窓口は、学生の皆さんが学生生活をより充実したものとするためのものですから、日常気軽に利用してください。

(1) 学生支援課（学生センター2階）

- ① 学割証などの発行（学生便覧 II-4）
通学定期券購入証明書、学校学生生徒運賃割引証、団体運賃割引証明書等
- ② 学生会館、食堂、体育施設等の使用（学生便覧 V-1、2）
- ③ サークルの結成・継続手続きや運動用具の貸与（学生便覧 IV-1、2、3）
- ④ 奨学金（学生便覧 II-3）
日本学生支援機構やその他の奨学団体の奨学金の情報提供と募集はすべて学生支援課ウェブサイト・学内の掲示板でお知らせします。募集時期は、各団体によって異なりますが、3月～4月に集中しています。
- ⑤ 授業料免除・徴収猶予申請書の配付・受付（学生便覧 II-1、2）
授業料免除・徴収猶予は、毎年春学期分と秋学期分に分けて、申請書の配付・受付を行っています。時期については、学生支援課ウェブサイト・学内の掲示板でお知らせします。今年度春学期分の申請受付は、次のとおりです。なお、春・秋学期分の一括申請も可能です。

	期 限	配布・受付場所
申請書類の配付・提出	平成29年4月7日(金)まで 土日祝除く 8:30~12:45/13:45~17:00 ※ 在学生は平成29年3月31日(金)まで	学生支援課 (学生センター2階)

- ⑥ 学生教育研究災害傷害保険の加入（学生便覧 II-5）
教育研究活動中（通学中を含む。）の不慮の災害事故補償並びに損害賠償に備えるための保険です。万一の事故に備え全員の加入を希望しています。申込用紙は学生支援課にあります。
- ⑦ 就職支援（学生センター3階：キャリア・サポートルーム）（学生便覧 III）
就職支援係（キャリア・サポートルーム）では、就職活動の進め方について、アドバイスや質問に応じています。就職の情報提供も行っています。
「就職支援」の内容は、次のとおりです。
 - ア. キャリア・アドバイザー（就職相談員：本学の同窓会の方々で企業の採用担当経験者であった専門家）による就職相談
 - イ. パソコンによる求人票、OB・OG名簿の検索
 - ウ. 会社四季報、就職四季報、週刊東洋経済、週刊ダイヤモンド、就職対策本、学外の就活イベント情報、公務員関係資料等の就職関係資料提供
 - エ. 就職ガイダンス、各種就職講座、仕事研究セミナー、業界・企業研究セミナー、公務員ガイダンス、留学生向け就職ガイダンス、面接対策講座、など就職支援の企画等
- ⑧ なんでも相談室（学生便覧 II-8）
修学上、学生生活上の悩みに関する相談に応じるため「なんでも相談窓口」を設けています。
- ⑨ 障がい学生支援室（学生便覧 II-9）
本学では、学内の関係部局等と連携を図りながら障がい学生への全学的な支援体制を強化し、もって障がい学生の円滑な修学及び学生生活支援に寄与することを目的として、平成28年3月に障がい学生支援室を設置しました。

(2) 保健管理センター（学生便覧 V-7）

保健管理センターでは、学生の「体の健康」と「心の健康」の維持・管理のため定期健康診断やカウンセリングを行っています。

健康診断の詳細な日程は掲示板・保健管理センターホームページでお知らせします。

就職、進学、奨学金申請、入寮、教育実習等で健康診断証明書が必要になることがありますが、定期健康診断を受診していないと発行ができませんので、必ず受診してください。

(3) その他

証明書自動発行機の利用（学生便覧 I-1）

学生センター1階及び経営学部、理工学部の各事務棟に証明書自動発行機が設置されています。下記証明書については証明書自動発行機で入手できます。学生証を持参し、各自の暗証番号の入力により発行手続きを行ってください。

- ・学生旅客運賃割引証（学割証）
- ・在学証明書（和文・英文）
- ・卒業見込証明書（和文・英文）
- ・修了見込証明書（和文・英文）
- ・成績証明書（和文・英文）

◎町内会に入って、地域デビューしよう！。—地域に新たな活力を！—
町内会費の支払いは、近隣へご相談ください。

学生の皆さんは、国大生になって実家を離れ、国大周辺やヨコハマ地域等に暮らす「地域社会の一員」です。その地域を運営していくには、町内会という組織が必要で、日夜活動しておりますが、その町内会では若い力である国大生の加入を強く求めています。

「遠くの親戚よりも近くの他人」という諺がありますが、どうか地域の方々と顔馴染みになり、何かあったらお互いに助け合っていくような間柄になっていただきたいと思えます。

皆さんが地域住民の方々に見守られていれば、ご両親も安心です。

注意：平成20年2月中旬、横浜市西区へ移転してきた方が、町内会長と偽って町内会費の支払を請求してきた者に、10,200円を詐取された被害がありました。本学学生にも、類似の被害を受けたとの報告がありましたので、国大生の皆さんは、次の点を留意し、十分ご注意ください。

- ① アパートの大家さん、または管理会社で、町内会費を徴収している場合があるので、入居後、大家さんまたは管理会社に確認すること。
- ② 町内会で、町内会費を徴収する場合には、徴収する町内会の担当者名が、回覧板などに記載されているので、確認すること。

手口：町内会長を名乗る男性が、手に持っているチラシを見せながら、「ごみの収集方法が変更になったが、あなたの家に配られているチラシは古い情報である。最新のものを町内会の会員にだけ配っている」と言葉巧みに町内会の会員になるよう勧誘し、町内会費を請求した。